

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

1. 改正の内容

○医療扶助における電子資格確認の導入に伴う規定の整備

- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）第 144 条の 33 第 2 項において、医療保険者たる地方公務員共済組合は、電子資格確認等の仕組みにおける保険医療機関等への療養の給付や特定健診情報等に係る情報の提供等の事務を、他の医療保険者と共同して社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託するものとされている。
- ・ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号。以下「令和 3 年改正法」という。）による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の改正により、生活保護の医療扶助においても電子資格確認等が導入されることに伴い、生活保護における医療扶助の実施機関は、被保護者に係る情報の収集等に関する事務を支払基金等に委託することができるものとされた。
- ・ 当該委託に当たっては、一体的な運用による事務の効率化のため、医療保険者と共同して支払基金等へ委託することとされたため、令和 3 年改正法において、地共済法を含む医療保険各法における支払基金等への事務の共同委託規定について、共同委託する主体に、「法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者」を省令で定めるとする改正がなされたところ。
- ・ 今般、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）等において、支払基金等への事務の共同委託をする者として、医療扶助の実施機関も加えるための所要の改正を行う必要があるところ、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）においても、同趣旨の改正を行う。

2. 公布日等

公布日：令和 6 年 2 月 29 日

施行日：令和 6 年 3 月 1 日